

コンクリート主任技士研修制度の実施について

このたび「コンクリート技士」および「コンクリート主任技士」を国土交通省の技術者資格制度に登録するに当たり、「コンクリート主任技士」に対して研修制度を設ける必要が生じました。

つきましては、コンクリート主任技士研修会を 2016 年 7 月より、コンクリート技士研修会と同様に実施いたしますので、登録更新の際には必ず研修を受講して頂きますようお願い申し上げます。

なお、2016 年度の研修会（第 1 回）の受講対象者は、登録有効期限が 2017 年 3 月 31 日および 2018 年 3 月 31 日のコンクリート主任技士の方々です。実施に至る経緯と研修受講・更新登録方法等についての詳細は以下のとおりです。

A. コンクリート主任技士研修制度の実施に至る経緯

昨年 6 月に公共工事の品質確保の促進に関する法律（品確法）が改正され、国土交通省では民間資格を国の工事の発注要件として積極的に活用していくことが検討されています。この方針に基づいて国土交通省では、昨年 11 月末に「公共工事に関する調査（点検および診断を含む）および設計等の品質確保に資する技術者資格の登録申請」の受付を行いました。公益社団法人日本コンクリート工学会は「コンクリート診断士」の技術者登録を申請し、今年の 1 月末に「コンクリート診断士」は国土交通省の技術者資格登録簿に登録（第 1 回登録：2015 年 1 月 26 日）されました。

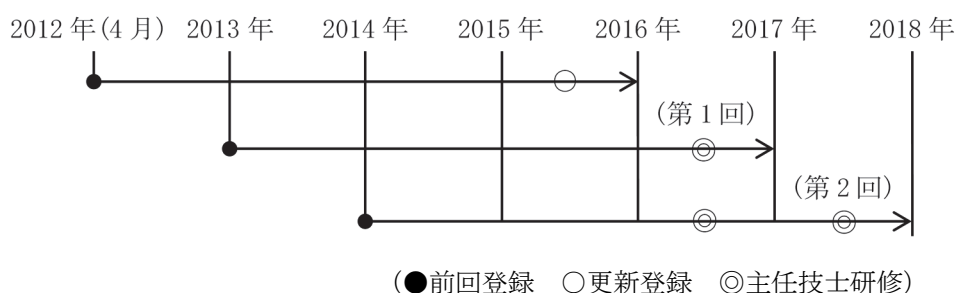
今後も技術者資格の登録申請が受け付けられる予定ですが、登録の条件のひとつに、「知識および技術の維持向上のための措置が適切に講じられていること（研修会の実施）」が記載されています。「コンクリート診断士」および「コンクリート技士」には研修制度はありますが、「コンクリート主任技士」には研修制度はありません。日本コンクリート工学会では「コンクリート技士」および「コンクリート主任技士」を同時に登録申請する予定ですが、それには登録申請する前に「コンクリート主任技士」に対して研修会を実施しておく必要があります。

3 月 25 日開催の理事会では、これらの経緯を踏まえて、「コンクリート主任技士」に対して研修会を実施することを決議しました。以下に決議内容を記載します。

- ・コンクリート主任技士も一緒にコンクリート技士研修会で研修を行うこと
- ・研修受講についてはコンクリート技士と同様に 4 年に 1 回とし、同じ講義内容でよいこと
- ・コンクリート主任技士の研修会は、2016 年 7 月から実施すること

2016 年 7 月よりコンクリート主任技士研修会を実施するに当たり、研修受講および更新登録については以下のような手順で行います。

コンクリート主任技士登録有効期間と研修受講時期



B. コンクリート主任技士研修受講・更新登録申込みについて

1. 登録有効期限が2016年3月31日の登録者およびコンクリート主任技士試験合格者で現在登録していない方は、2015年11月30日までに登録の手続きをしますと2016年4月から登録となります。

①登録有効期限が2016年3月31日の登録者（登録No. 212×××××）の方は、2015年10月下旬に今までどおりに更新登録の申込みのご案内をお送りいたしますので手続きをしてください。「新登録証」の送付は2016年3月下旬になります。

②コンクリート主任技士試験合格者で登録していない方（再登録を希望する方および未登録の方）は、2015年9月末までにホームページのURL <http://www.jci-net.or.jp>「コンクリート技士・主任技士」から「再登録希望届」を提出してください。更新登録の申込みのご案内をお送りいたしますので11月30日までに登録の手続きをしますと、2016年4月から登録となります。「新登録証」の送付は2016年3月下旬になります。

2. 登録有効期限が2017年3月31日以降の方は、更新のための研修会の受講が必須となります。

①登録有効期限が2017年3月31日の登録者（登録No. 213×××××）の方は、2016年5月中旬頃に研修の申込みのご案内をお送りいたしますので、研修を受講し更新登録の手続きをしてください。なお、5月末になっても案内が届かない場合はご連絡ください。「新登録証」の送付は2017年3月下旬になります。

②登録有効期限が2018年3月31日の登録者（登録No. 214×××××）の方は、2016年5月中旬頃に研修の申込みのご案内をお送りいたしますので、2016年または2017年のいずれかに研修を受講し更新登録の手続きをしてください。なお、5月末になっても案内が届かない場合はご連絡ください。ただし、「新登録証」の送付は2018年3月下旬になります。2016年に研修を受講しない方は、2017年に再度ご案内いたしますので、同封書類は破棄してください。

3. 登録証書の有効期間は4年間です。

4. 研修受講・更新登録申込みのご案内、新登録証はご本人（本人が指定した連絡先）宛に郵送いたしますので、登録事項（住所、勤務先、電話番号等）変更が生じた場合には、ホームページのURL <http://www.jci-net.or.jp>「コンクリート技士・主任技士」から「登録情報変更届」を提出してください。なお、登録事項の変更届を提出の際は、氏名・合格番号を忘れずに記入してください。

第1回コンクリート主任技士研修（2016年度）受講、登録更新の流れ （登録有効期限が2016年3月31日の登録者は、これまでどおりの登録をしてください）

